令和元年7月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 O628 第 1 号」により、下記項目につき検査方法が追加され 令和元年7月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

■検査方法が追加された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD	117	生化 I 144 点	「DOO7」 血液化学検査 の「30」	原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法により 25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「DOO7」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

以上

